

午後 2 時 00 分 開会

議長 ただいまの出席委員は 11 人中 10 名です。定足数に達しております。第 17 回新城市農業委員会を開会します。
日程第 1 の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。
5 番委員、6 番委員にお願いします。
次に、日程第 2 の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第 80 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第 80 号議案について説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。所有権移転 10 件です。お手元の「農地法第 3 条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3 ページをご覧ください。

申請番号 1 番
障害福祉サービス利用者の体験農場として利用するため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人とその他労働力 10 名がおり、農作業歴は 20 年で、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の事業所から自動車で 5 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,998 m²です。権利取得後は、野菜・果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人が農地を取得する場合、農地のすべてを利用し・周辺の農地利用に支障がなく、法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合には許可基準を満たすとされており、以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 2 番
譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 6 年・6 年、年間従事予定日数は 250 日・150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 43 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 6,665 m²です。権利取得後は、椎茸・蔬菜・果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 3 番
譲受人の親の経営を引き継ぐため、8 年間の使用貸借権設定をするものです。
農業従事者は、本人・父・母・妻がおり、農作業歴は 30 年・70 年・60 年・20 年、年間従事予定日数は 300 日・300 日・300 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 57,761.72 m²です。権利取得後は、野菜・水稻・飼料作物の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 4 番
譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人・妻・母がおり、農作業歴は 30 年・20 年・60 年、年間従事予定日数は 120 日・20 日・240 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作

に問題はありません。取得後の経営予定面積は 12,207 m²です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 5 番

譲受人の所有農地と一体で管理するため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴は共に 30 年、年間従事予定日数は 350 日・320 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 14,255.68 m²です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 6 番

譲受人の経営規模拡大ため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 5 年・0 年、年間従事予定日数は 150 日・30 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 47 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 6,502.30 m²です。権利取得後は、水稻・蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 7 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴はともに 0 年、年間従事予定日数は 160 日・80 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 45 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,411 m²です。権利取得後は、レモン・甘夏・金柑・山椒の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 8 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 0 年、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 134 m²です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 9 番

譲受人の新規就農ため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・兄がおり、農作業歴は 20 年・30 年、年間従事予定日数は 200 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 743.80 m²です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 10 番

譲受人の新規就農ため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 0 年、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,455.00 m²です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号 1 番から 10 番について、許可することを原案といたします。

	第 80 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
事務局	議案書申請番号 5 番の経営内容ですが、農業従事者が夫となっていますが、正しくは妻です。申し訳ございません。
農業委員	申請番号 6 番の譲受人ですが、■■■市に在住ですが、農地のある■■■市■■■町へ引っ越しを予定しており、通作の時間が短くなる予定です。また、申請地が中山間直接支払い交付金と多面的機能支払交付金の対象地となっており、来年度から第 6 期が開始されますが対象地から抜けずに地域の方々と協力して頑張るそうです。
議長	その他、補足等はございませんか。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
議長	それでは、採決を取りたいと思います。第 72 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 81 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 81 号議案について説明させていただきます。議案書 6 ページをご覧ください。 所有権移転 3 件です。 議案書 7 ページをお開きください。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番。売買により、駐車場へ転用するものです。 農地区分は、区分表の第 1 種農地①「おおむね 10ha 以上の規模の一団農地に含まれる農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、第 1 種農地の許可基準をみます。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、雨水枡を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で、周囲にコンクリート土留を設置する予定なので被害防除計画は適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、本市の土地開発協議に関する届出書は提出済です。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号 2 番と 3 番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため、一括にて説明をさせていただきます。 申請番号 2 番、3 番。それぞれ売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。 農地区分は、どちらの農地も中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、いずれの案件も敷地内浸透を予定しています。富岡地内の案件については、近接地に豊川用水の幹線水路があるため、事業地内を小堤で囲い、排水用パイプを設置して、小堤から雨水があふれ出ないようにする計画です。つまり、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画であるため被害防除計画は適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。 この案件は国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、申請者は経済

	産業省より小売電気事業者の認定を受けております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。
事務局	以上、第 81 号議案 3 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第 81 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 82 号議案の事業計画変更承認願いに対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 82 号議案について説明させていただきます。議案書 8 ページをご覧ください。 変更 1 件です。議案書 9 ページをご覧ください。 申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 申請者は令和 3 年 10 月に一時転用の許可を得て、当該地にて営農型発電事業とルバーブ栽培を行っております。今般の願出事由は下部農地における栽培物をルバーブから榊へ変更するため提出するものです。 ルバーブから榊を栽培するとした理由ですが、ルバーブの作付け後に、河川の増水等の予想しなかった影響を受け、当初の計画どおりの事業遂行は困難と判断しました。同様に発電設備を設置して、榊を栽培している別の圃場では生育が順調であるため、当該地にて榊を栽培するものです。 変更後の事業ですが、従前と変わらず、発電事業と作物の栽培を行います。排水方法・日照等に問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 以上、第 82 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第 82 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 75 号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程による利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 83 号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定 59 件、賃借権設定 20 件であり、そのうち 11 件が新規設定です。 議案書 11 ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明。)

	申請番号 12 番から 79 番は更新案件です。 今回は中間管理事業による転貸の案件はありません。 以上、番号 1 番から 79 番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 83 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。なお、農業経営基盤強化法の改正により、来月総会をもって相対（所有者と耕作者直接の農地の貸し借り）が終了となります。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	第 83 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 84 号議案の目標地図について意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 84 号議案について説明をします。議案書 21 ページをご覧ください。 目標地図についてということで、目標地図の素案作成につきましては、これまでお伝えしたように農業委員会で作成することとなっています。それに伴い、農業委員はじめ推進委員の方にご尽力いただきまして、本日地区ごとに地図をお配りさせていただきました。先月の総会については、色塗りについてご意見を伺いました。問題なしとのことでしたので、認定農業者及び新規就農者につきましては個別に着色を、50 アール以上を担う耕作者は赤色、50 アール未満の耕作者を黄色、今後担い手検討中の農地を白色で着色することで採決いただいたところでございます。これを素案とさせていただきます、今回の総会で決定後、最低 2 週間の公表期間を経て、策定に移らせていただくことになります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	地区へ報告等の説明会は開かなくてよいですか。
事務局	各地区で話し合いをもとに目標地図を作成するとなっており、座談会等でお話を聞いております。地域に公表することは伝えていただきますので必要であれば説明会も可能であります。（現時点は説明会の予定はありません。）作手では 2 月 20 日に行っています。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第 84 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 85 号議案の農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見の決定について上程します。

	事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、では、第 85 号議案の説明をいたします。議案書 22 ページをご覧ください。 先月の総会において、農業課（農業振興対策室）よりお配りしておりますが、今回もお手元に地区ごとにお渡ししております。内容については、前回の総会で作手地区についてご指摘あったため修正しております。引き続き今回もご意見等を伺いたく議案にて掲載させていただきます。修正等なければ速やかに公表することが義務づけられておりますので（目標地図と）同様にホームページに掲載を予定しております。
議長	前議案で目標地図を承認しました。前回の総会でも参事から説明がありましたが、地域計画の流れについてご質問等ありましたらお願いします。
農業委員	作手地区の委員なので手元に作手の地図しかないが、新城、鳳来地区の現状の課題や今後の在り方がどのように記載しているのか知りたいです。 他の地域でどのような意見がでているのかを知っている上で全体の採決を取りたいです。
議長	農業委員には全体の地図を渡すべきかと思います。
事務局	ごもっともだと思います。全域をお渡しいたしますので、審議をお願いします。
議長	準備する間、先に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（議案書のとおり説明）
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
推進委員	報告第 1 の農地法 3 条の規定による届け出についてですが、あっせん希望ありとなっている場合、市（農業委員会）ではどのような対応をとっているのでしょうか。
事務局	農地を手放したい、貸したいといったご相談はよく受けることがあります。新しく農地を借りたいという方が窓口等で話が合った場合ご紹介させていただいております。また承諾いただいた方はホームページにて、空き農地情報というページを設け、農地の場所や写真等を掲載しております。
推進委員	新規で農業を始めるばかりでは集積できないので、近くの担い手に情報を流してあげないといけないと思います。周りの人がやっていくからこそ集積につながると思います。この辺で借り手を探しているのですかどと農業委員や推進委員から地域に話すことで、地域の方の安心につながりますし、周りの人が相続したかどうか分からないので、よろしくをお願いします。
推進委員	野菜と蔬菜が議案で混在しているのですが、野菜と蔬菜の違いを教えてください。統一したほうがいいと思います。
事務局	こちらですが、判断としては、野菜とは山野草を含めた食用となる草本の総称、蔬菜とは田畑で栽培される農作物を表す言葉ということにはなっていますが、申請書に出されたものをそのまま議案に掲載させてもらっています。どう違うかということ、違わずに同じ意味で使ってしまう状況です。 行政書士等の方の出される意味を込めて出されている場合もあるかと思いますが、一度検討させてください。
議長	一度検討してみてください。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

議長	では、準備が整いましたので第 85 号議案の説明を再開したいと思います。 作手地区を例として、地域計画について参事より説明がありましたが、 先ほど、話があったように新城地区や鳳来地区も説明を事務局でお願いしたいと思いま す。
農業課	補足をいたします。新城、鳳来、作手の 3 地区ありますが、新城と作手に関しては、主 に農用地を地域計画の対象地としています。鳳来地区に関しては、農用地の中でも中山間 直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象地を重点的に行っていくということで、地 域計画の対象地としています。 次に面積であります。新城地区は 1,138ha、鳳来地区では 164ha、作手地区では 481ha で設定しております。うち、④の区域内において規模縮小などの意向がある農地面積は 白色で塗られており、新城地区は 10ha、鳳来地区は 0ha、作手地区は 78ha です。 現況と 10 年後の差である、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積は、新城 地区及び鳳来地区で 6ha、作手地区は 18ha です。 地域農業の現状及び課題については、地区をピックアップしてみると地区ごとで異なる 部分もありますが、大きなくりでみると同じような課題があることがわかり、3 地区とも に同様の課題としています。新城地区で作られる主な作物は、水稻、菌床シイタケ、茶、 柿、いちご、ぶどう、露地野菜、鳳来地区では、水稻、菌床シイタケ、梅、シキミ、作手 地区では、水稻、菌床シイタケ、鉢花、高原野菜、自然薯としています。 (3) の地域における農業の将来の在り方についても、先ほどと同様、3 地区に共通して おりますので、同じ内容となっています。 つづいて、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 につきまして、担い手の集積率について目標地図のデータより集計したものです。 新城地区では現状の集積率は 11%、将来も目標集積率は 12%。鳳来地区では、現状、将 来の集積率ともに 4%。作手地区では、現状の集積率は 46%、将来の目標集積率は 49%と なっています。 裏面につきまして、農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためにとるべき必 要な措置についても 3 地区ともに同様の内容となっています。(3) 基盤整備事業への取り 組みについては、新城地区は富永集落、鳳来地区では塩瀬集落、作手地区では西田原集落 を農地の大区画の基盤整備を実施予定です。 新城地区では、42 経営体、鳳来地区は 7 経営体、作手地区は 50 経営体が地域内の農業を 担う者としています。5 番 7 番については該当ありません。6 番については、目標地図です。 資料について、鳳来地区の地域計画の(3) 基盤整備事業への取組の部分ですが、富永 集落と記載されていますが、正しくは塩瀬地区です。申し訳ございません。
推進委員	担い手とはどのような人を対象としているのでしょうか。
農業課	ここでは、認定農業者と認定新規就農者を主に想定しておりますが、地域計画の策定マ ニュアルでは認定農業者以外の地域で農業を担っていく者も想定しているということデ ス。 この計画においては、さしあたり認定農業者、認定新規就農者を想定しておりますが 今後そのような変更ありましたら、認定農業者でないが多くの農地を借りている方も含 むようにしていくことも検討します。以上です。
推進委員	担い手が見込めない状態が続くと思いますが、担い手を増やしていく考えはありますか。
農業課	おっしゃる通りで今後高齢化が進み、担い手不足になっていくことが考えられますので 何か水稻の農家の育成などを関係機関とともに考えていかなければいけないと思っていま す。
議長	担い手については、国の考えも変わりつつあって、本来は認定農業者、大きな農家を中 心に集積しようということですが、地域計画においては、多様な担い手という風に変わっ てきていると思います。法人化、自作農（小規模）でも多様な担い手になると思います。 多様な担い手という定義をつけたほうが、今後やりやすいかと思いますが、いかがでし ょうか。

農業課	おっしゃる通りだと思います。多様な担い手での意味合いでの担い手ということで修正をしたいと思います。
議長	その他質問はありますか。
農業委員	白色に着色されている部分は新城地区や鳳来地区に比べて、作手の北部に多くなっています。なぜ多いかというと、作物は栽培していないが草刈りを行っている農地、自己管理をしているからであり、担い手検討地と同様になってしまっています。これが公表されてしまうと、担い手だとこんな土地を借りるのかとも思ってしまう場所もありますし、所有者としても自己管理しているのに戸惑いが生じるかと思いますので、農地の白色の部分は自己保全（担い手検討中農地）のようなものに変更できないでしょうか。
事務局	農業委員で目標地図の案を作成することになっていますので、不便であるということなら分けることは可能です。名称、変更箇所の指示をいただきたいです。自己保全がほとんどなら、目標地図からはずすことも検討する必要もあるかと思います。
農業委員	自己保全という言葉を白色の着色地に入れてもらえるといいかなと思います。
農業課	自己保全＝これから管理が難しい農地という意味で白色にしたのですが、見られる方によっては考えが違ふようにとらえられてしまうかもしれません。
農業委員	地域計画策定も迫っていますので自己保全・担い手検討農地はどうでしょうか。
農業課	二つ手法がありまして、おっしゃられたように摘要の部分の名称に自己保全を付け加える、もしくは担い手検討中は白色、自己保全地は新たな色をつくる方法とどちらがいいでしょうか。
農業委員	摘要部分のみ変更でよいかと思います。
議長	目標地図、地域計画合わせて採決を取りたいと思います。第 85 号議案につきまして原案のとおり意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	以上をもちまして、第 17 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 3 時 20 分議長は本会の閉会を宣した。